

令和元年11月7日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 中西登志明



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	元地方議員に学ぶ議会活動向上セミナー
研修期間	令和元年11月5日（火）
研修場所	1 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（新大阪） 4 その他（ ）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。

※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

令和1年11月7日

有田市議会議長
生駒 三雄 様

市議会議員
中西 登志明

研修報告書

下記の通り研修会に参加しましたので、ご報告申し上げます。

記

1. 研修テーマ *新人議員のための議会のしくみ基礎講座
*新人議員のための一般質問基礎講座
2. 開催日時 *令和1年11月5日 午前10時～12時30分
午後14時～16時30分
3. 講師 *麗澤大学地域連携センター
客員研究員 松野豊
4. 場所 *大阪市東淀川区東中島1-18-22
新大阪丸ビル別館 5階
5. 研修内容 *議会とは、何をするとこ
*議会はなぜ必要か、どのような権限があるか
*一般質問の目的、通告書の書き方と執行部との関係

6. 報告

議会とは、自治体の決まり事やお金の使い方などについて話し合い、みんなが住みよい街をつくるために話し合いをするところである。民主主義では、住民全員が集まり話し合いをして決めることが理想であるが物理的に無理であり、人数が多すぎると話が収束しにくいために、選挙によって有権者が代表者を選び付託することによって話し合いをして決める必要があるから議会は絶対的に必要である。

議会には、①議決権 ②選挙権 ③検閲検査権及び監査請求権 ④意見書提出権 ⑤調査権 ⑥自律権 ⑦請願及び陳情の受理権 ⑧同意権の権限があり、二元代表制で議会と市長とは、対等な立場である。議会のルールは、標準議会規則をもとに作成されているが、⑥自律権（地方自治法第120条・日本国憲法93条）のもと会議を円滑に進めていくために市議会内部の規則などの議会に関することを国や市長の干渉を受けずに自主的に定める権限がある。

一般質問は、議長の許可を得て質問ができ、住民にとって適切な行政運営をしているかチェックをおこない行政運営全般についての質問を通じて政策提案をすることで、街がよりよくなることである。自分自身のピーアールのための質問にならないように注意する。通告書の書き方と執行部とすり合わせは、執行部と対峙する姿勢が大切でそのスタンスはダイアログ（対話）でおこない、お互い率直に意見交換をして共通理解を探し出すことである。

上記の報告内容含め今回の研修で受講したことを今後の議会運営に活かしていきます。